

金沢陸軍墓地調査報告

Research Materials

本康宏史

1 野田山陸軍墓地の創設

「軍都」金沢の陸軍墓地は旧城下の郊外（金沢城の南西）、寺町台地の奥手丘陵「野田山」に設けられた。北越戦争以降、第九師団管下石川県域の戦没兵士は、基本的にはこの陸軍墓地に埋葬あるいは合葬されて来たものと思われる。もちろん、陸軍墓地以外に埋葬された個人墓の形態もあり、一時、北越戦争陣没者の一部が卯辰山に埋葬された事例もみられるが、野田山の墓碑等の数からして、日清戦争以前はその大多数がこの陸軍墓地に埋葬されたものといえよう。⁽¹⁾ 現在も将校二四柱、下士官兵三六八柱の墓碑が、同墓地内に残されている。⁽²⁾

野田山は、『金沢古蹟志』に「旧藩主歴代の廟所、金沢市中土族、平民の墳墓地にて、国初以来の埋葬地なるにより、毎年七月の盂蘭盆会には、各々灯籠を灯し（約四万基の奉灯が備えられた）、昼夜共に男女群参して、十一屋野田道の繁昌いはんかたなし」とあるように、近世以降、城下町都市の墓地としての景観をしいに濃厚にしてきた金沢郊外の里山であった。⁽³⁾ このなかで維新後、陸軍墓地の整備はおそらく明治十年代に進み、相次いで個人の墓碑が建立されるようになったものと思わ

れる（墓碑銘からは兵士の戦没時期が確認されるが、ほぼ明治の一桁から十年代に集中している）。しかし、戦没者の増加とともに、墓域を確保しなくてはならないという物理的な問題もあつてか、個人墓の造営は、しだいに制限が加えられたようである（「陸軍埋葬地規定」では一〇基とまれば合葬可能とされる）。

こうしたことから、明治二十六年（一八九三）野田山にはじめて戦没軍人の合葬慰霊碑が建立された。「陸軍軍人合葬之墓」である。この「合葬之墓」は、西南役戦没者と、これよりさき明治元年北越戦争の戦没者を合葬したものであった。ついで三十年四月には、「征清役戦没・病没軍人合葬碑」（一一八柱）の建碑式が挙げられ、四十年三月には「日露役陣没者合葬碑」（六一二四柱）が建立される。その後、昭和七年（一九三二）十二月には「上海事件陣没者合葬碑」、さらに昭和十二年には「満州事変陣没者合葬碑」が建設された。日露役以下、満州事変、上海事変の合葬碑はいずれも一台座一基で、日露戦争以降の碑には玉垣も設けられている。そして昭和十六年五月には、従来の碑とは比べものにならないほど巨大な「支那事変戦没者忠霊塔」が建設されるのである。⁽⁴⁾

2 合葬墓碑の歴史的背景

これら軍人墓地の墓碑・合葬碑には、いかなる「慰霊意識」が投影されているのだろうか。以下、墓地空間の構成と特徴を確認してみよう(表1)。まず、一見して明らかかなように、石碑の規模がほぼ建立毎に大きくなっていくことがわかる。その理由として考えられるのは、戦争の規模の拡大、あるいは戦死者の増加に見合った外観を整えるという、きわめて自然な意図であろう。

いうまでもなく近代日本においては、戦役を重ねるごとに戦闘規模が拡大し、出征数および戦死者数は増加の一途をたどった。石川県でも特に戦死者が飛躍的に増加したのは日露戦争以降で、『金沢市史(現代編上)』によれば、「(日露戦争においては)第七連隊のみでも、戦死一九三人、戦傷三六八五人の多数に上り、まさに連隊全滅に近い状況であった」とされ、その後「陸海軍の徴兵人数は、一九二〇年代(大正末期)の軍縮によってしばらく減少していたものの、昭和六(一九三一)年の満州事変から昭和十二(一九三七)年の日中戦争にかけての軍備の拡張につれて次第に増加した」という。

こうした徴兵傾向は、太平洋戦争下には一層激化し、本土決戦が決意された昭和十九年頃には、いわゆる「根こそぎ動員」に至った。つまり、日本が大陸へ進出し、全面的な戦闘を展開するに際して、兵員の確保ならびに戦意の高揚は、軍部をはじめとする国政当局の最大の課題となっていたのである⁽⁵⁾。このことが、碑の規模拡大の背景を如実に語っているものといえよう(表2)。

一方、多数の個人墓が、合葬墓碑(一〜二基の)という形で一つにまとめられたことは、兵士にとって、あるいは彼らを慰霊する遺族にとって極めて重要な問題であったものと思われる。この背景には、①限られた墓域の中で個人墓を収容しきれないという事情と、②「合葬」という

表1 金沢野田山戦没者墓碑一覧表

	墓碑名	年代	御霊数	法量		備考
1	軍人墓碑(下士官兵)	M10.5.5~M38.8.11	368柱	15.2×15.2	h.62(cm)	土饅頭状の盛り土の上に陸軍墓地規定型墓石柱。大多数が兵卒と補充兵
2	軍人墓碑(将校)	M12.4.12~M44.7.-	24柱	51.8×51.8	h.170(cm)	大型の石造個人墓
3	露国俘虜碑	M38.5.6~M38.11.21	10柱	15.3×15.3	h.63(cm)	10基の墓石柱。カタカナ人名上に十字架(1基は三日月)を刻む
4	陸軍軍人合葬之墓	M26.3.-	69柱	91.0×59.5	h.160(cm)	1台2基、右基に下士官左基に兵卒名、西南役と北越役の合葬
5	征清役戦死軍人合葬碑 征清役病没軍人合葬碑	M30.4.27	118柱	90.0×59.0	h.231(cm)	1台2基、右基46名「明治二十八年之役」、左基72名「同上」銘
6	日露陣没者合葬碑	M40.3.-(S12.5.-)	6124柱	83.0×83.5	h.220(cm)	M40.3「合祀シ碑四基ヲ建立」、S12.5「今回之ヲ改修シ一基」に改造したもの、林銑十郎(首相)書
7	上海事件陣没者合葬碑	S7.12.-	144柱	82.5×71.5	h.270(cm)	中将植田謙吉(第九師団長)書
8	満洲事変陣没者合葬碑	S12.5.-	104柱	74.2×66.2	h.268(cm)	中将蓮沼蕃(第九師団長)書
9	支那事変戦没者忠霊塔	S16.5.3	5814柱	300.0×335.0	h.775(cm)	中将吉住良輔(第九師団長)書

(註) 各墓碑銘のほか、「野田山忠霊塔納骨者いろは別名簿」(昭和22年10月調、霊域維持会)、「野田山忠霊塔御分骨安置箇所一覧簿」(同上)、「忠霊塔合葬希望者受付簿」(昭和22年6月起)、「支那事変忠霊塔合葬者名簿」、「金沢陸軍墓地埋葬者調」(昭和18年7月30日調)、「野田山納骨名簿」(昭和30~37年、石川県厚生部民生課)等により作成。

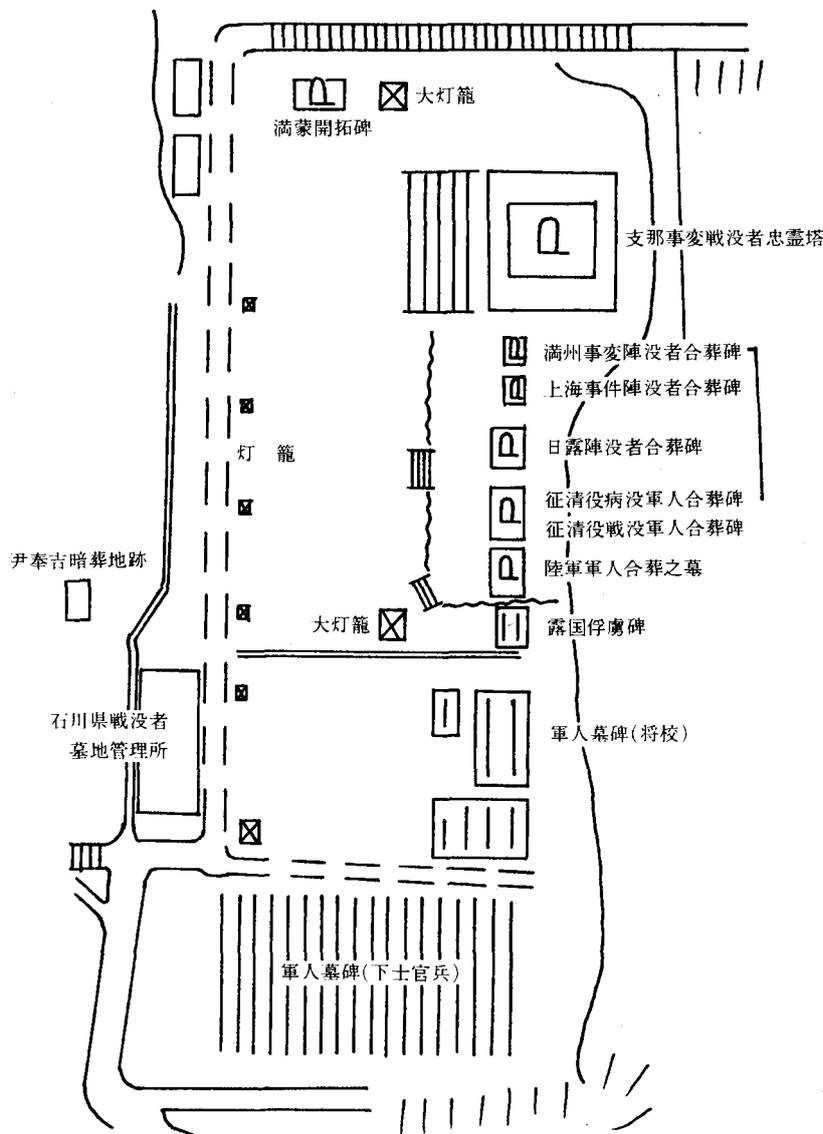


図1 石川県戦没者墓地構内図

表2 金沢陸軍墓地埋葬者調

	墓石数	将官	佐官	尉官	準士官	下士	兵卒	軍属	計
私設墓	24		3	19	2				24
1号合葬碑	1					50			50
2号合葬碑	1						63		63
個人墓	366						366		366
3号合葬碑	1			1	2		10	59	72
4号合葬碑	1			2		5	37	2	46
日露戦役合葬碑	1		19	126	43	877	5056		6121
上海事件合葬碑	1	1	3	8	1	48	53		114
満州事変合葬碑	1	1		4	2	23	70	4	104
支那事変以降分	1	-	-	-	-	-	-	-	-
									5814

合計 12774

(註) 表1の註に示した戦没者墓地管理所蔵文書より作成。なお私設墓は明治12~44年、1・2号合葬碑は北越役及西南役、3・4号合葬碑は日清戦争の戦没と病没、個人墓は明治初~38年のそれぞれの戦死者の墓碑。支那事変以降分の戦死者は18年7月末迄の調査。

形式に何等かの意味をもたせようとする意図が、はからずも読み取れる。陸軍墓地のように、基本的に同質な戦死者を、網羅的に埋葬して公式の「慰霊」を行う場所として設定された墓地の場合、合葬碑という形式は、とりあえずは物理的な問題①としてあらわれ、さらに②のごとく、墓碑を建設する主体に「合葬」を実施すべき何らかの事情があった場合、その選択がなされるものと推察されよう。

この問題については、すでに籠谷次郎氏が、明治三十九年(一九〇六)の「県知事宛内務省宗教局長・同神社局長通牒」を紹介し、これに

より「忠魂碑等の一市町村一碑の方針が出され、それ以前に多く造営されてきた『戦没者個人碑』は後を絶った」ものと理解されてきた。しかし、今井昭彦氏や下山忍氏の調査によれば、明治四十年代以降の「個人碑」の建立もないわけではなく、例えば、埼玉県越谷市の事例にみられ

るように、「一市町村一碑」の方針以後の個人碑規制により社寺境内から私有地に建立場所を移すケースも確認されている。そうした点をふまえて、以下、野田山陸軍墓地における「合葬碑」の成立事情を考察してみたい。ちなみに、「陸軍軍人合葬之墓」の形態は、一台座に二基の碑柱（石碑、以下同じ）で、右基に下士官、左基に兵卒の記録がある。なお、「征清役碑」も一台二基だが、右基に「戦死軍人」、左基には「病没軍人」が合葬されている。

まず、「陸軍軍人合葬之墓」は、北越戦争の戦死者と西南戦争の戦没者とを合葬したものであった。さきに述べたように、西南戦争に出兵した兵士の遺骨（一四名分）は、野田山ではなく、はじめ（旧城下の北東郊外）卯辰山の共同墓地に葬られたと伝えられている。これが、明治十年（一八七七）頃から野田山に陸軍墓地が形成されるようになって、移葬改葬されたのである。

ここには、二つの問題があるように思われる。ひとつは、この時初めて「合葬」という形式をとったことである。これにはもちろん①の理由、埋葬スペースの事情が多分からむように思われるが、一方で、二つの戦争の戦死者を「合わせ祭る」必然性、すなわち戊辰・西南役を一連の軍事行動＝政治的関連ととらえる契機もうかがえるのではないだろうか。ここには徴兵制度による国民の動員を基礎とした政府軍（新制陸軍）が、旧土族の最大の反乱である西南戦争をようやくの思いで制圧し、軍隊組織としての危機をとりあえず乗り越え、軌道にのせたという政治的背景がある。この過程で戊辰役以来の戦いを総括するとともに、戦没兵士の霊をまとめ「合葬」を執行することで、ひとつの社会的な区切りを付けたいと期したのではないだろうか。状況的にはそのような意図を推察することもできよう。

いま一つの問題は、西南戦争の戦没者が、野田山ではなく、当初卯辰山に葬られ、明治十年代に至って野田山に「移葬」のうえ「合葬」され

たという背景である。これは、野田山墓地が本来県民一般に開放されていなかったことと関係するのではないだろうか（藩政期には、武士、町人の身分による埋葬制限があった）。いうまでもなく、西南戦争の戦死者には、武士以外の階層を出自とする金沢以外の平民が含まれていた（『石川県将士の記録』によれば、西南の役の戦没者は、県下全体で四五九名となっている。さきの一四名が平民であったか否かは不明だが）。彼らは、野田山開放以前は、この「聖地」に埋葬されることは出来ず、明治十年代に至ってようやくその条件（資格）が生じたのではないか。それにしても、卯辰山に埋葬してあった遺骸（遺骨）をわざわざ掘り起こして野田山に改葬するというメンタリティーは、のちに詳述する野田山の性格を暗示する意味でも、きわめて興味深いものといえよう。

一方、「征清役合葬碑」の合葬事情は、おそらく「兵士の死」をいかに「慰霊」↓「顕彰」するか、という課題に直面したところにあるのではないか。というのも、何度くりかえすが、明治日本がしだいに「国家」としての体裁を整え、はじめて本格的な対外戦争を経験したのが、この日清戦争だったからである。この戦争は、従来の内戦とは、意義も規模も異なり、とくに遠く外地まで兵士を動員するという、軍事的にも国民統合のうえでもさまざまな課題を生じた（例えば、動員・徴用・軍属・戦死・戦病死の問題など）。

その際、国民にとって、「国のいくさ」により犠牲となった戦死者がどのように処遇されるかは、極めて重大な関心事であったろう。国家は常に国民を説得しうる「正当な死」の意味を用意し、また戦死者とその遺家族に対する態度を明確にしなくてはならなかった。おりから軍当局は、来るべき日露戦を射程に、陸軍編制の七個師団体制から一三個師団体制への拡張計画を策定し、これを実施しつつあった（明治二十九～三十一年の陸軍軍拡）。金沢の第九師団もこのとき創設されたものである。そして、この軍拡は、単純に言えば徴兵等を通じて国民に一層の負

扱を求めたものであった。こうした背景をふまえ、従来の「陸軍埋葬地規定」に基づく、師団以下の軍隊衛戍地における埋葬制度のなかで、軍当局は、日清戦争における戦死者をめぐるいくつかの新たな局面に対応せざるをえなかったのではないだろうか。具体的には、外地における戦死者の扱い（Ⅱ結果としての死体の処理）、戦死者の増加に対する墓地の物理的な収容能力の問題、さらに「戦死」を単に一人の兵士個人の死にとらえるのではなく、一定の精神的な共通体験としてとらえる認識の存在などがあげられよう。こうした日清戦争をめぐる諸事情を背景として、戊辰戦争以来の「個人墓」ではなく「合葬墓」という形態が、選ばれたものと思われるのである。

加えて問題になったのが、戦場では死ななかったにもかかわらず、戦傷や戦病が原因で死んだ、すなわち「戦病没者」の扱いであった。というのも、日清戦争段階では「戦没者」と「戦病没者」の処遇の差が存在し、これが民衆の不満として顕在化しつつあったのである。こうした事情を受けて、明治三十一年（一八九八）十月一日、陸軍大臣告示「戦病死者特別合祀について」が発令された。この告示は、戦病死者がどのようにあつかわれるのかを具体的に示すことによつて、政府や軍が、国民に対してより大きな負担への国民合意を得ようとする努力にはかならなかった。繰り返すが、軍当局は、来るべき日露戦を射程に陸軍編制を七個師団体制から一三個師団体制へと拡張する計画をもっていた。このことは、より多くの国民に、環境が異なり、当然戦病死者の増加が想定される「外地」での負担を求めたものであった。そこで、日清戦争で報いられることの薄かった戦病死者の処遇について、軍Ⅱ国家の態度を明確にし、「英霊」の慰霊形式においても戦死者と同等にする必要があったのであろう。すなわち、この「戦病死者特別合祀」制度の制定が、結果として病没者「合葬碑」を併置する形態を生んだものと考えられるのである。¹¹⁾

なお、「合葬」と「合祀」の区分については、しばしば混同される場合がみうけられるので、ここで若干整理しておきたい。まず、「合祀」の漢語オリジナルの意味は「合祭」と同じく天神地祇を併せてまつることであった。しかし、神社神道における「合祀」は、神社の祭神を合わせ祭ることと解され、特に靖国神社では、招魂場と呼ばれる齋庭で、厳格な祭儀を経て、執り行われる儀式をさしていた。とはいえ、一般には、殉職あるいは殉難した者の氏名等を銘板に記して掲げ祀ることを「合祀」と称している。つまり、碑に姓名を刻んだことを、あたかも「合祀」とみなすような一種の習俗的施行があると見るべきである。とすれば、「合葬」「合祀」両者は、共通の心情を共有するのにもかかわらず、本来は明確に区別されなくてはならないものといえよう。ちなみに、軍人墓地の慰霊碑に関しては、「合祀」（合寄せ祀る）という用語はどこにも使用されていない。あくまで「合葬」（合寄せ葬）という行為として理解されるべきであると思われる。¹²⁾ なお、戦場における「合葬」は、さきふれた遺体処理の問題と深くかかわっている。このため内地における合葬との関係については、さらに検討を要するものといえよう。

この点につき、以下の興味深い事実を付しておきたい。というのも、もともと日清戦争前までの陸軍には、合葬という形式は制度的にはなかったようなのである。例えば、明治二十八年十月六日付「大阪朝日新聞」には「我陸軍には合葬の先例あらず、下士卒埋葬の敷地は一人に付一坪の規定」とされている。¹³⁾ もちろん、この記述は少なくとも野田山の「陸軍軍人合葬之墓」の明治二十六年という建設年代に照らせば、かならずしも正しくない。しかし、この記事の重要な点は以下の部分にある。すなわち、（日清戦争において）「今回遼東半島より各師団へ送還される遺骨は、各部隊毎に准士官以下は四人に付約一坪とし、成るべく各人別々に埋葬し、将校は墓地の模様により、適宜取定むることとなりし由」（傍点引用者）としているのである。心情的には、規定どおり

「成るべく各人別々に埋葬」したいのだが、「准士官以下」の膨大な外地戦死者の遺体を前にして「四人に付約一坪」という実質的な合葬の形をとらざるを得ない所に、日清戦争を画期とする合葬墓への移行の契機がみてとれよう。

次に「日露役陣没者合葬碑」である。この碑をよく調べてみると、奇妙な事実が気付く。というのも、現在の碑は昭和十二年（一九三七）五月に改修・再建されたものであることが確認されるのである。つまり、碑文によれば、もとの碑は日露戦後まもなくの明治四十年（一九〇七）三月に建立した四基のもので、「将校同相当官、准下士官、軍曹、兵卒並軍属二区分合葬シ、碑四基建立ヲシアリシカ、今回之ヲ改修シ一基二合葬ス」（傍点引用者）とある。つまり現存する碑は、元の碑をのちに一基にまとめたものであった。このことは何を示唆しているのであろうか。碑文のとおりならば、将と兵の区別をなくし、上下の階級を越えて合葬したことになる。しかし、わざわざ四基の碑を改築して合体する理由があったのだろうか。あるいは、昭和十二年五月という日中戦争直前の緊迫した状況が影響しているとも考えられるが（開戦は七月七日）、詳細は確認されていない。なお、下山忍氏のご教示によれば、北関東でも昭和十一年頃に戦争記念碑が建立される傾向にあり（蕨市和楽備神社乃木大将像、川口市川口神社小池幸三郎像など）、これらの記録から、日露戦争三十周年との関連ではないかと推察されている。あるいは、金沢の場合も同様の事情が考えられよう。

ところで、そうなると、同十二年（一九三七）五月に建立された「満州事変陣没者合葬碑」は、現在の日露の碑とほぼ同時期に建設されたことになる。もともと、第九師団には満州事変への動員令が下っていないので、師団としては当然派兵もせず、「陣没者」もないはずである（厳密には部分的な動員が実施されたが）。にもかかわらず、事変から六年後の昭和十二年（一九三七）に改めて合葬碑を建設したのは、いかな

る理由からだろうか。あるいは、日露陣没者の改修合葬と関連して建設されたとも考えられよう。なお、残念なことに「満州事変陣没者合葬碑」に本来掲げられていたであろう左右の銘板は、一枚は取り外され、一枚はコンクリートで埋められている。他の墓碑にこうした改修が施されていることはなく、この経緯と合わせ説明が求められよう。

となると、昭和七年（一九三二）十二月建立の「上海事件陣没者合葬碑」は、以上の理由から、合葬碑としては現在の日露の碑よりも前に建立されたことになる（形態は日露合葬碑と近似している）。幸いにも同碑の建碑事情は当時の新聞記事から確認できた。『北国新聞』昭和七年九月二十日付には以下のようにみえるのである。

「上海事変合葬碑 野田山墓地に建立 碑文は植田中将が健筆を揮ふ」
第九師団当局では、金沢・富山・敦賀・鯖江の各管下衛戍地に上海戦々合葬碑をたつべく、かねて陸軍省へ申請中であつたところ、この程許可来り、約五千円の経費をもって早速工事に掛かることになつたが、金沢では野田山陸軍墓地に設立の予定で碑文は第九師団長植田（謙吉／引用者注）が健筆を揮ふはずである（下略）。

これによれば、上海事変の合葬碑は、第九師団管下の各衛戍地に建設されることになっており、その建設の動きがきわめて組織的・官製的であつたことが察せられるとともに、あらかじめ「合葬碑」として計画されていることが確認されよう。すなわち同陸軍墓地では初めての一台一基型「合葬碑」であつた。すでに総動員体制を目的とするに至つた、陸軍当局の動向と本格的な対中戦争の初戦を経験した第九師団の姿勢が、この建碑運動のなかに透けて見えるように思われる。なお、既述のごとく満州事変以降の合葬碑（改修された日露合葬碑を含む）には玉垣が設けられ、その整備が、それ以前の碑群とは様相を画して行き届いている点が極めて印象的である。

なお、このち昭和十六年（一九四一）五月には、巨大な「支那事変

戦没者忠霊塔（石川県忠霊塔）が建設される。この忠霊塔に関して、本報告書の拙稿でふれているので、詳細は別稿を参照されたい。

3 ロシア兵捕虜の墓碑

時期は前後するが、陸軍軍人墓地の構内に日露戦後のロシア兵捕虜の墓碑が存在するのも特徴的な事例である。このロシア兵捕虜の戦病死者墓碑に関しては、つぎのような背景を指摘しよう。すなわち、日本がまだ国際社会で近代国家としての認知を受けようとして配慮していた明治後期には、日本軍・政府も国際法を順守する意志を積極的に示していたといわれる。例えば、捕虜を戦時法規に基づいて処遇するための努力も重要な対応策であった。こうした配慮から日露戦争におけるロシア人捕虜、第一次大戦におけるドイツ人捕虜が、日本国内の収容所で優遇され、日本人との間に浅からぬ交流が生じた例も伝えられるくらいである。

金沢でも明治三十八年（一九〇五）三月二十三日を第一次として、多数のロシア兵捕虜が市内に送致された。受け入れ側の金沢では、市当局も市民もこの「異人」を厚遇したようである。三十八年五月十日付金沢市諭示第四号によれば、

俘虜ニ対スル心得ハ諭示ノ如ク、彼等ハ其祖国ニ対シ義務ヲ尽シ一旦戦斗力ヲ失ヒ俘虜トナリシモノナレハ、之ヲ仇敵視スヘカラサルハ勿論、寧口博愛心ヲ以テ接遇セサル可カラス。（彼らに危害を加え悪感を懐かしむることは）市民ノ品位ヲ傷クルノミナラス延テ国家ノ威信ヲ失墜スルニ至ルヘキヲ以テ、斯ル軽躁ノ挙動ナキ様注意セラルヘシ

明治三十八年五月十日

とある。金沢市当局の戸惑いと配慮がうかがえよう。このようななか一〇柱のロシア兵捕虜の墓碑（ロシア正教九名、イスラム教一名）は、当

時の国際環境のなかで建立されたのであった。⁽¹⁵⁾ なお、日露戦争の際に、日本の負傷兵が捕虜となつて送還の途中死亡、チタ市の露国陸軍墓地に葬られた事例が、大正四年十二月二十日付『大阪朝日新聞』にみられる。⁽¹⁶⁾ この墓地に埋葬された遺骨は、のちに日本からの「整骨使」一行により発掘され、鄭重な葬儀のうえ持ち帰られている。野田山のロシア兵のケースと比べれば、戦後の収集事業と併せ、我彼の「遺骨」に対する観念がうかがえる興味深い事例といえよう。

以上、野田山陸軍墓地における一連の墓碑の成立事情を、やや詳細にみてきた。それぞれの碑がそれなりの歴史的背景のうえに建立されてきたことが理解されよう。いずれにせよ、こうした墓碑の集合体として陸軍墓地は形成され、また独特の景観を生み出してきたのである。そうした意味で、野田山陸軍墓地もまた（景観のうえでも、民衆意識のうえでも）「軍都」を構成する重要な要素と言えよう。

註

- (1) 野田山の一般墓地域にも戊辰戦争（北越戦争）戦死者の墓がいくつか確認されている。例えば、金子栄五郎富一、山下勇太夫政和、野村吉太郎幸友三名の亀型墓石をもつ墓碑（追悼碑）など。彼らはいずれも慶応四年（一八六八）六月二日の戦死者であった。
- (2) 『北国新聞』昭和五年七月三日付によれば、「明治六年以来在職又は召集中死亡した月加田歩兵中佐以下将兵卒六百二十三名、ならびに日清、日露両戦後に戦病死した諸勇士の英霊」とされる。細見長盛『不滅の墳墓』巖堂書店、一九三二年、二七〇頁参照。
- (3) 森田柿園『金沢古蹟志』一八九一年。『北国新聞』一九八三年二月九日付「レポート野田山から（24）／市民墓地」参照。なお、野田山が、本来は藩主前田家の墓地が存在する「聖地」であったことは、場所性の問題として注目されなくてはならない。すなわち、藩祖前田利家は、慶長四年（一五九九）に大坂で没したものの、遺言により遺体は金沢へ送られ、野田山の山頂に墳墓を築いてここに埋葬されたのである。以後、代々の藩主もこの地に葬られることになる。武家や町家の墓もここに集まり、城下最大の墓地空間となった。野田山のモチーフは、何といつてもこの点にある。なお現在の墓石数は五万余りといわれ、前田家

墓地を除く墓地域全体は金沢市が、「戦没者墓地」は石川県が管理している(『野田山の墓碑を訪ねて』金沢市観光課、一九九八年)。なお、近年、近世の野田山墓地に関して、近世考古学からの関心が寄せられつつある(例えば、出越茂和「野田山近世墓地研究序説」墓地の形成と構造」『加能史料研究』第一三三号、二〇〇一年など)。

(4) 一般に石川県忠霊塔と紹介されるが、実際には、金沢市域の戦没者を対象とする慰霊施設である(原田氏のご教示による)。なお、この合葬碑群に関しては、本康宏史「『軍都』の民俗再考―祈願と慰霊を中心に―」(『石川県立歴史博物館紀要』九号、一九九六年、五九―六六頁)参照。藤井忠俊「兵士たちの戦争」(朝日新聞社、二〇〇〇年)にも紹介がある。

(5) 『金沢市史』現代編上(戦争と軍事)、金沢市、一九六九年。この間の召集、動員の特徴については、栗屋憲太郎「民衆動員と抵抗」(『岩波講座日本歴史』二二卷、一九七七年、一七七頁)が参考になる。ほかに『石川県史』(現代篇1、七八五頁)、石川県厚生部民生課「石川県将士の記録」(石川県、一九七三年)など参照。

(6) 戦没者慰霊碑の形態や立地が、近年「戦跡考古学」の問題提起などをうけて、注目されつつある。例えば、新宮謙治「明治期戦没者碑の変遷―個人墓から集合碑へ―」(『歴史と地理』四五七号、一九九三年)、寺門雄一「近代石造遺物からみた地域・戦争・信仰―茨城県取手市域の戦没者慰霊碑を例にして―」(『地方史研究』二五〇号、一九九四年)などが、本稿と問題関心を同じくした分析を試みている。一方、陸軍墓地の制度に関しては、原田敬一「陸海軍埋葬地制度考」(大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂、一九九八年)、及び檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争』(雄山閣、二〇〇一年)における、檜山氏の所論など参照。

(7) 龍谷次郎「戦没者碑と『忠魂碑』」(『歴史評論』四〇六号、一九八四年)。

(8) 今井昭彦「群馬県下における戦没者慰霊施設の展開」(『常民文化』一〇号、一九八七年)、下山忍「戦没者墓石について」(『地方史研究』二五八号、一九九五年)、下山「戦争碑の変遷」(『季刊考古学』第七二号、二〇〇〇年)、谷口貢「戦没者の慰霊と民俗信仰―福島県会津高田町の事例を中心に―」(松崎憲三「近代庶民生活の展開―くにの政策と民俗―」三一書房、一九九八年)など。

(9) 新宮謙治「戦没者個人碑について」(『歴史と地理』四四二号、一九九二年)、新宮前掲「明治期戦没者碑の変遷」など。

(10) 卯辰山と野田山の改葬問題については、原田敬一氏より新たなご教示を得た。原田氏によれば、明治六十二年の間に卯辰山及び小立野天徳院に陸軍が埋葬地を借り受けたこと、その後卯辰山墓地から将校一基、下士官兵士四三基の墓碑が

移転されたこと、彼らのうち将校一名と下士官四名全員が士族であり、没年は明治七十九年であること、「野田ノ一地区」が「金沢陸軍埋葬地」となったのは明治九年であったことなどが確認されるという。卯辰山から野田山への改葬の事情の一端がうかがえる興味深い資料である(肆七九号陸軍墓地移転二関スル件―防衛庁防衛研究所図書館所蔵『陸軍省大日記』乙輯所収。原田「書評、檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争』」『民衆史研究』六二二号、二〇〇一年、五二頁)。

(11) ただし、日露戦争時の「戦病死者」にあっても、意識として「準戦死」という概念が残ることは、例えば、『石川郡誌』等の記載にみられるとおりである。なお、日清戦争では、これよりさき明治二十九年(一八九六)八月金沢市内大樋町北端にも、徵発軍馬の勲功をたたえる軍馬記念碑を建立することが決まっている。動物にも戦争は負担を強いたのである。

(12) 例えば、『北国新聞』一九八三年二月一日付の記事「レポート野田山から(二七)ノ軍人墓地」には、「西南の役戦没者と、北越戦争戦死者を合祀した『陸軍軍人合葬之墓』だった」とある。この間の事情は、大原康男「忠魂碑の研究」(『暁書房』一九八四年)に詳しい。また、合葬についての議論は、原田敬一氏も陸軍埋葬規則等の分析に基づき展開されている(原田「国民軍の神話―兵士になるということ―」吉川弘文館、二〇〇一年、三二二頁以下)。参照されたい。

(13) 『大阪朝日新聞』明治二十八年十月六日付、細見前掲「不滅の墳墓」二四二頁。

(14) 慰霊碑の建碑状況からすると、明治四十年(一九〇七)の旧日露合葬碑から、以下に紹介する昭和七年(一九三二)の上海事件合葬碑の間約三十年は、合葬碑の建設がとだえている(師団管下の戦死者はシベリア出兵はか皆無ではない)。この大正昭和初年の陸軍墓地の様相について、貴重な記録を得たので紹介しておきたい(『岐阜日日新聞』昭和二年七月九日付)。「陸軍の墓地でお盆の供養を営む師団長/金沢市外野田山にある陸軍墓地には戊申(辰)、西南、日清、日露各戦役に没した勇士佐官以下四百名の霊魂がねむっているのであるが、日月の経るままにたづねる人もやうやう疎く、遺族の人の影ももうすくなつたが、伊丹第九師団長は着任忽々この墓地を訪ねてその荒廃をなげき、早速陸軍墓地清掃規定をつくらしめ、従来のごとく墓番人に一切を任せず、衛戍各隊の戦友たちが代わりがわりで墓の守りをする事になり、陸軍墓地はその面目をあらたにするを得た」。さらに、伊丹師団長は遺族の所在調査を始め、苦心の結果調査を完成したが、「遺族者の住所氏名の判明したものは半分のみだった」という(細見前掲『不滅の墳墓』二六六頁)。また、昭和初期においても、第九師団では、例年七月の盂蘭盆会には法会を陸軍墓地で厳修していた模様である(金沢第九師団

の陸軍墓地孟蘭盆法要』『北国新聞』昭和五年七月三日付)。

- (15) それぞれの墓碑銘と兵士の階級等は、以下のとおり。①マフロータ・アンドレ(陸軍列兵、明治三十八年八月十四日没)、②ワシリエフ・エゴール(陸軍上等兵、明治三十八年七月二十四日没、肺結核)、③エーニエリ・イワン(陸軍歩兵、明治三十八年十一月二十一日没)、④ロマノフ・ステファン(陸軍歩兵、明治三十八年五月六日没、銃創)、⑤フーシン・グリゴリー(陸軍列兵、明治三十八年八月二十八日没)、⑥ビゼロフ・イワンワシリエウイッチ(陸軍砲兵上等兵、明治三十八年十月十四日没)、⑦シェーバン・デオニス(陸軍列兵、明治三十八年五月一日没、腸チフス、火葬)、⑧ルバノフ・ゲバリーエリ(陸軍列兵、明治三十八年七月十八日没、顔面炎症)、⑨ファフレンツェ・ハイダルシャン(陸軍歩兵上等兵、明治三十八年十一月十三日没、唯一のイスラム教徒。墓碑も三日月が刻されている)、⑩イシユマハンベトウイッチ・ジユマガヤ(陸軍上等兵、明治三十八年八月十五日没)。ロシア兵捕虜の金沢での動向に関しては、土田同子「ロシア人捕虜」(山本吉次責任編集『野田山の歴史的研究』金沢大学教育学部附属高等学校、一九九九年)に詳しい。
- (16) 『大阪朝日新聞』大正四年十二月二十日付、細見前掲『不滅の墳墓』二五七頁。

(石川県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇二年五月一〇日受理、二〇〇二年七月二日審査終了)

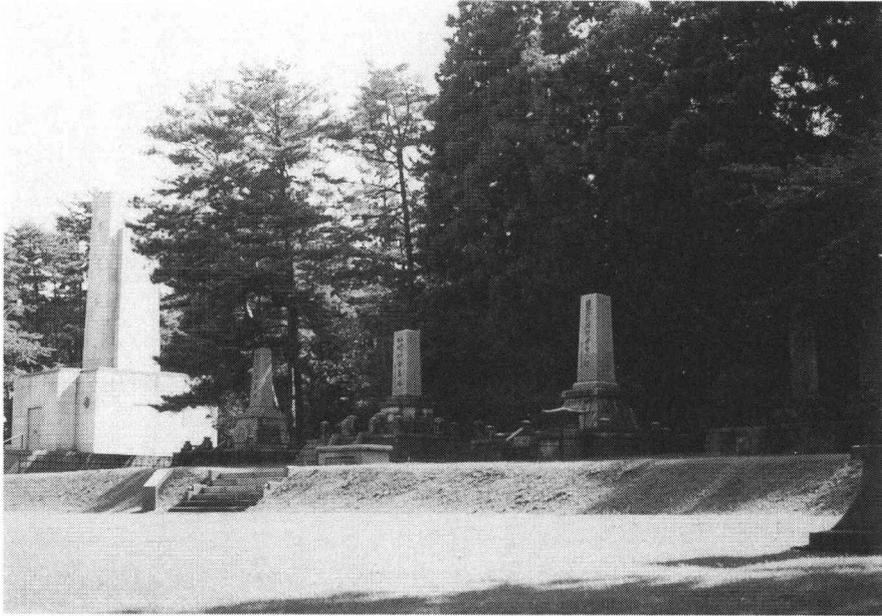


写真1 野田山陸軍墓地



写真2 兵士の墓碑



写真3 日清戦役軍人合葬碑



写真4 ロシア人俘虜墓碑